

特別養護老人ホーム若水館 短期入所利用

重 要 事 項 説 明 書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 特別養護老人ホーム 若水館
- ・開設年月日 平成14年 4月 1日
- ・所在地 新居浜市若水町一丁目9番13号
- ・電話 0897-31-2000
- ・管理者名 施設長 大平 利恵子
- ・事業所番号 3870500802

(2) 特別養護老人ホームの事業内容

施設入所生活介護 短期入所生活介護 通所介護 訪問介護

1. 介護に関する相談援助・行政の申請手続き代行。
2. 居宅及び施設療養介護サービス計画の作成。
3. 他のサービス事業所との連携・連絡調整。

(3) 入所定員数等

- 定員 特別養護老人ホーム定員80名以内とする
- 居室 個室14室、2人室26室、4人室1室

(4) 施設の職員体制

- 施設長 1
- 事務員 1以上
- 生活相談員 1以上
- 介護職員 27以上（非常勤1以上）
- 看護職員 3以上
- 介護支援専門員 1以上
- 機能訓練指導員 1以上
- 管理栄養士 1以上
- 医師（新居浜協立病院） 1以上（非常勤）
- 洗濯員 1以上（非常勤）

(5) 主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制
1. 医師	第1・2・4週 月曜日 15:00～17:00 上記以外の時間も、24 時間体制で連絡を受け、対応を行っています。
2. 介護職員	早番：7:30～16:00 日勤：9:00～17:30 遅番：10:00～18:30 夜勤：17:15～9:15
3. 看護職員	早番：7:30～16:00 日勤：9:00～17:30 上記以外の時間も、24 時間体制で連絡を受け、対応を行っています。
4. 機能訓練指導員	日勤：9:00～17:30
5. 生活相談員	日勤：9:00～17:30

(6) 職務内容

施設長	本会理事長の命を受け、施設の業務を統括するとともに施設職員の指揮監督及び管理運営に当たる。
事務員	施設運営に関する事務に従事する。
生活相談員	入所者の生活向上のための相談、助言、その他の援助に当たる。
介護職員	入所者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。
看護職員	入所者の看護、日常生活上の世話及び健康管理に当たる。
機能訓練指導員	機能訓練の指導に当たる。
管理栄養士	給食業務全般の統括管理及び栄養マネジメントの統括管理に当たる。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成とその進行管理及び評価に当たる。
洗濯員	入所者の使用する衣類等の洗濯業務に当たる。
医師	入所者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。

※ なお、当施設事業計画および財務内容など、施設の運営状況につきまして閲覧のご希望がございましたら、担当職員までお申し付けください。

2. サービスの内容

① 短期入所生活介護計画の立案

② 食事

- ・お食事は症状に応じて提供されます。

症状に応じ「軟らか食」「ミキサー食」「流動食」「治療食」を提供できますので、お申し出ください。

食事時間は基本的に
朝食 8:00～ 9:45ころ
昼食 12:00～13:45ころ

夕食 17:00～18:45ころ となっておりますが、ご希望に応じて、開始時間を調整することができます。

また、お食事場所についても、基本的には食堂ですが、ご希望に応じ居室等で食べていただく事ができますので、お申し付けください。

- ③ 入浴（一般浴、中間浴、特浴。ただし、利用者の身体状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 健康管理
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ 入退所時の送迎サービス
- ⑪ その他

※ これらのサービスの中には利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金について

- ・ご利用者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：通常はサービス利用料金の利用者負担割合に応じた額に居住費、食費を加えた額）をお支払い下さい。
- （サービス利用料金は、ご利用者の要介護度、負担割合等に応じて異なります。）

(1割負担)		短期入所生活介護事業所 若水館 利用料金表					令和7年4月1日～		
区分	費 用 項 目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
介護給付に関わる費用	介護費（1割）	603円 /日	672円 /日	745円 /日	815円 /日	884円 /日			
	機能訓練指導体制加算		12 円/日						
	夜間職員配置加算	①	13 円/日						
	サービス提供体制強化加算	②	6 円/日						
	介護職員処遇改善加算	①	介護保険合計額に14%を乗じた額が加算されます。						
	日額（基本料金＋介護職員処遇＋介護職員等改善加算）	723円/日	801円/日	885円/日	964円/日	1043円/日			
	食 費	① 300円 ② 600円 ③-1 1000円 ③-2 1300円 ④ 1,700円	（所得に応じて設定）						
	居 住 費	個室 ① 380円 ② 480円 ③ 880円 ④ 1,231円	（所得に応じて設定）						
		多床 ① 0円 ② 430円 ③ 430円 ④ 915円	（所得に応じて設定）						
	送 迎 費	184円/片道							
日 額	療 養 食 加 算	8円/回（療養食を提供した場合）【厚生労働大臣が定める療養食】							
	①	個室	1,343円	1,421円	1,505円	1,584円	1,663円		
		多床	1,023円	1,101円	1,185円	1,264円	1,343円		
		②	個室	1,743円	1,821円	1,905円	1,984円	2,063円	
			多床	1,693円	1,771円	1,855円	1,934円	2,013円	
		③-①	個室	2,543円	2,621円	2,705円	2,784円	2,863円	
			多床	2,093円	2,171円	2,255円	2,334円	2,413円	
		③-②	個室	2,843円	2,921円	3,005円	3,084円	3,163円	
			多床	2,393円	2,471円	2,555円	2,634円	2,713円	
	④	個室	3,594円	3,672円	3,756円	3,835円	3,914円		
多床		3,278円	3,356円	3,440円	3,519円	3,598円			
選択料	費用項目	金 額		内 容					
	クラブ活動費（参加者）	実 費		クラブ活動に使用する材料費等					
	その他の日当生活費	実 費		趣味的活動に使用する材料費、希望する旅行、観劇等の参加者					
	徴収書再発行手数料	500円/1ヶ月		利用料領収書の再発行に関する事務手数料					
	健康管理費（希望者）	実 費		インフルエンザ予防接種に係る費用等					
	洗濯・掃除料	無 料		（洗濯機で洗えるもの）					
	預かり金管理費	無 料		管理をする身内が居られない方に限る					
家族の行事費	実 費		弁当・飲み物						

(2割負担)		短期入所生活介護事業所 若水館 利用料金表					令和7年4月1日～	
区分		費 目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要 介 護 5	
介護給付に関わる費用	基本料金	介護費（2割）	1,206円 /日	1,344円 /日	1,490円 /日	1,630円 /日	1,768円 /日	
		機能訓練指導体制加算			24 円/日			
		夜間職員配置加算（Ⅰ）	（Ⅰ）		26 円/日			
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（Ⅱ）		12 円/日			
		介護職員処遇改善加算	（Ⅲ）	介護保険合計額に14%を乗じた額が加算されます。				
		日額（基本料金＋介護職員処遇＋介護職員等改善加算）		1446円/日	1603円/日	1769円/日	1929円/日	2086円/日
		食 費			1,700円			
	居 住 費	個室			1,231円			
		多床			915円			
	送 迎 加 算		368円／片道					
療 養 食 加 算		16円／回（療養食を提供した場合）【厚生労働大臣が定める療養食】						
日額 （基本料金のみ）（送迎加算含まない）	個室	4,317円	4,474円	4,640円	4,800円	4,957円		
	多床	4,001円	4,158円	4,324円	4,484円	4,641円		
選択料金	費 用 項 目	金 額	内 容					
	クラブ活動費（参加者）	実 費	クラブ活動に使用する材料費等					
	その他の日常生活費（参加者）	実 費	趣味的活動に使用する材料費、希望する旅行、観劇等の参加者					
	療 収 書 再 発 行 手 数 料	500円/1ヶ月	利用料領収書の再発行に関する事務手数料					
	洗 濯 代	無 料	（洗濯機で洗えるもの）					
	理 容 料	2,000円/回						
	預 かり 金 管 理 費	無 料	管理をする身内が居られない方に限る					

(3割負担)		短期入所生活介護事業所 若水館 利用料金表					令和7年4月1日～	
区 分	費 目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要 介 護 5		
介護給付に関わる費用	介護費（3割）	1,809円 /日	2,016円 /日	2,235円 /日	2,445円 /日	2,652円 /日		
	機能訓練指導体制加算			36 円/日				
	夜間職員配置加算（Ⅰ）	（Ⅰ）		39 円/日				
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（Ⅱ）		18 円/日				
	介護職員処遇改善加算	（Ⅰ）	介護保険合計額に14%を乗じた額が加算されます。					
	日額（基本料金＋介護職員処遇＋介護職員等改善加算）		2168円/日	2404円/日	2654円/日	2893円/日	3129円/日	
	食 費			1,700円				
	居 住 費	個室		1,231円				
		多床		915円				
	送迎料	送 迎 加 算	552円/片道					
療養食加算	療 養 食 加 算	24円/回（療養食を提供した場合）【厚生労働大臣が定める療養食】						
（基本料金のみ）	日額	個室	5,039円	5,275円	5,525円	5,764円	6,000円	
	（送迎料含まない）	多床	4,723円	4,959円	5,209円	5,448円	5,684円	
選択料金	費用項目	金 額		内 容				
	クラブ活動費（参加者）	実 費		クラブ活動に使用する材料費等				
	その他の日常生活費（参加者）	実 費		趣味的活動に使用する材料費、希望する旅行、観劇等の参加者				
	療収書再発行手数料	500円/1ヶ月		利用料領収書の再発行に関する事務手数料				
	洗濯代	無 料		（洗濯機で洗えるもの）				
	理容料	2,000円/回						
	預かり金管理費	無 料		管理をする身内が居られない方に限る				

・加算利用料に関する一部説明

〈短期入所者生活介護サービスにおける加算〉

・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

常勤職員、介護福祉士を一定割合以上、配置している場合。

・機能訓練指導体制加算

常勤の機能訓練士を1名以上配置している場合。

・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

1月あたりの基本料金+加算料金に加算率14%を乗じた金額。加算がある場合は月単位で変更が生じます。

- ・夜勤職員配置加算

夜勤を行う介護職員の数が最低基準(3名)を1名以上多い場合。

- ・療養食加算

医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容を有する治療食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食)を提供した場合。

- ・送迎加算

利用者の自宅から当該施設まで、当該職員が送迎した場合。(片道につき)

- ・クラブ活動費

折り紙、粘土、手芸用材料等ご利用された場合。

- ・その他日常生活費

趣味でされる手芸、創作活動の材料、希望する旅行、観劇等に参加される場合。

- ・支払方法

原則として、E ネット(金融機関預金口座自動引き落としサービス)をご利用いただきます。(月末締め切りで翌月25日以降引き落とし)なお、詳細及び手続き等については事務所へお申出ください。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は概ね午前9時～午後8時ですが、時間外でも前もってご連絡下されば面会できます。なお、面会の際は2階スタッフルームカウンターの面会簿にご記入願います。
- ・館内は禁煙となっておりますので、ご協力をお願い致します。
- ・金銭及び貴重品は各人で管理し、紛失等事故の恐れのある場合はご家族で保管をお願いいたします。
- ・火気の取り扱い、施設の設備、備品の取り扱いには充分注意してください。
- ・衣類には必ず記名をお願いします。無記名の衣類はご本人様にお渡しすることができませんのでご注意ください。

《禁止事項》 布教活動、危険物、利用者間の貸し借り、
物品の販売・宣伝・勧誘、ペットの持ち込み

5. 他機関との連携(サービス利用中の医療の提供について)

- ・医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。)

6. 協力医療機関

当施設では下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

愛媛労災病院（内科、神経内科、循環器内科、外科、整形外科、脳神経外科等）

住友別子病院（内科、神経内科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科等）

新居浜協立病院（内科・心療内科・精神科）

中西歯科矯正歯科（歯科）

ふくだ歯科（歯科）

上記の医療機関に関わりなく、かかりつけ医を希望される場合は予めお申出ください。

7. 緊急時・事故発生時の対応

緊急時・サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族、主治医、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故発生の際には、事故の状況及び経過について事故報告書への記録を行います。

入所者に対する施設サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速に行うものとします。

事業所における事故発生防止のための指針を整備し、事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策について従業者への周知徹底を行います。

事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うものとします。

事故発生防止担当者（生活相談員 安藤彰浩）

8. 非常災害対策

施設は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

9. 苦情の受付

いろいろな要望や苦情などがございましたら、生活相談員や事務所までご意見をお寄せ下されば、速やかに対処し、改善に向け努力します。また、「ご意見箱」を設置いたしておりますのでご意見がございましたら投函ください。

〈苦情相談受付の流れ〉

（１） 苦情処理の体制及び職務等

- ① 苦情解決責任者は以下のとおりとし、苦情申出人からの苦情に対し誠意を尽くして話し合いに望み、苦情解決を円滑・円満に図ることを職務とします。
- ② 苦情受付担当者は以下に定める各部署の担当責任者とし、利用者又はその家族等からの苦情の受付、苦情内容及び利用者の意向等の確認と記録、受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告を行います。
- ③ 第三者委員は次のとおりとし、苦情内容の報告聴取、苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知、苦情の直接受付、苦情申出人への助言、事業者への助言、話し合いへの立ち会い及び助言、苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取、日常的な状況把握と意見傾聴を職務とします。

苦情受付担当者（生活相談員 安藤 彰浩）

苦情解決責任者（施設長 大平 利恵子）

第三者委員 （岡崎 克也） TEL（090）8973－8258

第三者委員 （中山 博道） TEL（0897） 41－7383

（２） 苦情申出人から事実関係を聴取させていただきます。

- ① 苦情受付担当者は、苦情を適切に対応するため相互に連携し協力させていただきます。
- ② 来訪した苦情申出人に対しては苦情内容を苦情受付人以外の者に見聞されないよう周りから遮断された場所で相談対応するよう配慮いたします。
- ③ 事実関係については、苦情受付書に記載いたします。

（３） 苦情受付内容の確認及び調査をいたします。

- ① 苦情の内容に沿って事実が発生した部署又は職員に対し十分な確認及び調査をいたします。
- ② 加害者とされる方がいる場合の苦情は、苦情申出人からの事実関係を聴取する際の留意事項等を踏まえ、その都度適切な方法を選択して確認及び調査をいたします。

10．福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度での見直しについて
（h30．4．1～）現在は、実施していません。

個人情報の利用目的

特別養護老人ホーム若水館では、ご利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

また、その利用期間については、介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準ずることとします。

(1) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

【当施設内部での利用目的】

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務
(入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者の介護・医療サービスの向上)

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ー利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ー利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ー検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ー家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - ー保険事務の委託
 - ー審査支払機関へのレセプトの提出
 - ー審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(2) 上記以外の利用目的

【当施設内部での利用目的】

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ー医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ー当施設において行われる学生の実習への協力
 - ー当施設において行われる事例研究
 - ー広報活動における氏名、写真等の掲示

【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ー外部監査機関への状況提供
- ・広報誌の発行等広報活動における記事、写真の掲載

当事業所個人情報に関するお問い合わせは以下にお願いいたします。

【個人情報問い合わせ窓口】

施設長 大平 利恵子

TEL 0897-31-2000

甲は、乙の介護保険施設サービスを利用するに当たり、乙から特別養護老人ホーム若水館 短期入所利用契約及び、重要事項説明書及び別添付の利用料金表の内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。また、短期入所利用契約書第8条（秘密の保持及び個人情報の保護）各号についての関係機関等への情報提供に同意します。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとしします。

令和 年 月 日

<利用者（甲）>

住 所

氏 名

印

<保 証 人 1 >

（連帯保証人1）

住 所

氏 名

印（続柄

）

<保 証 人 2 >

（連帯保証人2）

住 所

氏 名

印（続柄

）

<事業者（乙）>

住 所

愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号

代表者職氏名

社会福祉法人はびねす福祉会

特別養護老人ホーム 若水館

理 事 長 長 野 文 彦

【本契約書 第6条 請求書・明細書及び領収書の送付先】 ＊いずれかに○をお付けください

本人宛 ・ <保証人1>宛 ・ <保証人2>宛

【本契約書 第11条3項 緊急時及び第12条3項 事故発生時の連絡先】

住 所

氏 名

印（続柄

）

（電話番号）

（携帯）